

令和7年度 沖縄県職員健康診断業務委託仕様書 (本島内一括委託用)

1 健康診断の種類

下記の健康診断について、労働安全衛生法第66条および労働安全衛生規則第43条～45条等で求める健診項目および健診方法を厳守して実施すること。また、沖縄県が指定する項目については当仕様書のとおり実施する。

複数の健康診断を同時に受診する場合、重複する検査項目は1回のみ実施する。

- (ア) 雇入時健康診断（法第66条第1項、安衛則第43条）
- (イ) 定期健康診断（法第66条第1項、安衛則第44条）
- (ウ) 特定業務従事者健康診断
（法第66条第1項、安衛則45条、安衛則第13条第1項第2号に掲げる業務）
- (エ) 海外派遣労働者健康診断（法第66条第1項、安衛則第45条の2）
- (オ) 深夜業務者の自発的健康診断（法第66条第2項、安衛則第50条の2～4）
- (カ) 特殊健康診断
 - ① 有機溶剤健康診断（法66条第2項 有機則29条）
 - ② 特定化学物質健康診断（法66条第2項 特化則第39条第1項）
 - ③ 電離放射線業務従事者健康診断（法66条第2項 電離則第56条）
 - ④ その他必要に応じてじん肺健康診断および高気圧作業従事者健康診断、鉛健康診断、四アルキル鉛健康診断、歯科健康診断、石綿健康診断等、法令で義務づけられている特殊健康診断
- (キ) その他知事が認める健康診断として
 - ① 有機りん取扱者健康診断（昭和31年5月18日 基発308号）
 - ② 血液取り扱い業務従事者健康診断（B型肝炎ウイルス抗原・抗体検査）

2 健診時期、回数、場所、健診対象人数等

- (ア) 県が提示する日時、場所で行う健診は、本島内（本庁・那覇・南部・中部・北部の5地区）で、原則として6月～8月（予備日として8月）の間に実施する。ただし、県または健診機関の都合上変更が必要な場合、両者の可能な範囲で協議して決める。
- (イ) 年2回必要な健診については、原則として1回目を6～7月、2回目を12～1月に行ない、1回目は県が提示する日時、場所で行う健診場所で行うことができる場合には同時に行うが、同時に実施できない場合、および2回目は健診機関の施設で行う。年度途中の配置換えや雇入れ等によって必要となる健康診断については随時健診機関の施設にて行い、2回目は約半年後に実施する。
- (ウ) 職員健康管理センター健診担当者（以下、センター担当者）は、下記に掲げる健康診断の2回目の健診対象者を健診機関へ11月末までに報告する。
 - ① 特定業務従事者健康診断
 - ② 有機溶剤健康診断
 - ③ 特定化学物質健康診断
 - ④ 電離放射線健康診断
 - ⑤ 有機りん剤取扱者健康診断
 - ⑥ その他、高気圧作業健康診断、石綿健康診断、鉛健康診断等、該当する健康診断を必要とする職員がいる場合、当該健康診断
- (エ) その他、下記に掲げる職員は、随時個別に健診機関の施設で行う。
 - ① 集団で行う健診や人間ドック等を受けられなかった者

- ② 海外派遣労働者(派遣前・帰国後)
 - ③ 年度途中の新規採用者
 - ④ その他健康管理センターが指定する者（車椅子使用中などで集団健診の会場で受診することが難しい職員等）
- (オ) 健診対象者数は、前年度の受診者数を参考とし、**2,735 人**の見込み。（うち、職員健康管理センターが費用負担する職員は**2,675 人**の見込み。後記 6（イ）及び（ウ）は**60 人**の見込み。）※見込み数であり確定した数字ではない。
- (カ) 海外派遣労働者については、1 月下旬までに担当者より対象者リストを送付後、2 週間以内のなるべく早い時期に受診できるようにする。（対象者は例年 3 人程度）
- (キ) その他、随時依頼する個別の健診については対象者リストを送付後 1 ヶ月以内なるべく早い時期に受診できるようにする。
- (ク) 感染症の流行状況によって健診を延期する必要がある場合は、健診実施が可能となった状況において対応すること。

3 健診予約、受診者リスト等

(ア) 集団健診（巡回で実施する健診）

センターが提示する集団健康診断予定表に県が指定した日時、会場にて巡回健診を実施する。
センター担当者は 4 月末までに健康診断の種類、県の産業医が必要と判断する健診項目等の健診情報を含む健診対象者名簿、集団健診実施日 4 日前までに会場・日時ごとの予約者名簿を健診機関へ提供する。

(イ) 個別健診（個別で健診機関へ受診する健診）

2 健診時期、回数、場所、健診対象人数等（エ）で示している①～④の職員が対象となる。センター職員は対象者が判明した場合は速やかに対象者リストを健診機関に提供し、各職員が直接健診機関に連絡し予約する。

4 県が指定した日時・会場にて行う集団健診（巡回で実施する健診）の実施方法

(ア) 健診スタッフ

- ① 1 回あたり 100 名～180 名（午前約 70～100 人、午後約 70 人） の受診者に対し、1 人あたりの受診時間を約 1 時間以内で終えるような配置にすること。
- ② 健診スタッフは名札を着用すること。

(イ) 健診スタッフの職種

- ① 現場管理責任者（以下、責任者とする）
- ② 医師(診察)
- ③ 診療放射線技師
- ④ 看護師
- ⑤ 臨床検査技師
- ⑥ その他必要な職種

(ウ) 健診機関は、健診の円滑実施を行うため、下記の項目に対し、センター担当者および各巡回健診職場の会場担当者（以下、会場担当者）と調整し、指示に従うこと。

〈健診開始前〉

- ① 各健康診断に必要な受診カード、問診票、尿・便検査等の採取容器については、各課（本庁）及び出先機関単位でまとめ、職員健康管理センターへ届けること。（本庁各課、出先機関毎に必要な数の検査容器を分別し封筒などに封入した状態にすること。）

- ② 責任者は会場担当者の連絡先リストをセンター担当者から受け取り、健診実施前の会場点検および健診実施当日の運営については会場担当者と調整すること。別紙：会場設定チェックリストを使用する。
- ③ 健診実施に必要なスペース・照明・電源・水回り・遮音・遮蔽・駐車場の確認等を健診実施前までに行うこと。

〈健診当日〉

- ④ 健診機関の責任者は、健診の実施中は、センター担当者および会場担当者と常時連絡がとれるようにし、連絡は迅速かつ適正に対応すること。
- ⑤ 責任者は、別紙：業務日報の書式例を会場担当者に提示し、健診実施後に会場担当者に遅滞なく業務日報等を提出すること。
- ⑥ 健診実施に必要な電源に対しては、予め調査し、電源不足が懸念される場合は健診機関が自家発電等を用意し、電源を確保すること。
- ⑦ 健診実施で発生する廃棄物等は、適切に取り扱い、健診機関が廃棄すること。
- ⑧ 会場施設内の会場案内については、会場担当者と調整し受診者がわかりやすいように明示すること。（健診開始前の会場設定確認時に会場案内の張り紙等を掲示する場所は会場担当者と打ち合わせしておくこと）
- ⑨ 受診者の身体に触れる部位の健診機材は、衛生面を保持し、感染防止がなされていること。（例：眼底検査機の顔面接触部など）
- ⑩ 基本的な感染予防対策について、委託医療機関として必要な対応をすること。
- ⑪ 尿検査は、健診を受診する職員が、事前に採尿をし、採尿容器を健診当日に提出する方法とする。取忘れの職員は、当日、採尿コップに採尿をして提出する方法とする。
- ⑫ 松葉づえ、車いす利用等の職員が、出来る限り定期健康診断会場で受診できるように手配すること。

5 健診結果報告について

（ア）健診機関が提出する報告書は、全ての健診の受診者毎に、分かりやすく健診の判定結果が記載されていること。

（イ）健診結果は、受診後、約1ヶ月以内に①～⑫のとおり報告すること。

報告書類やデータの提出日については毎月10日、20日、月末にまとめて（それぞれの日が休日の場合はその前の業務日とする）送付すること。送付の際、簡易書留を用いる場合は、簡易書留料金の支払いが確認できるもの（郵便局の明細等）を提出すること。

〈1 健康診断の種類（ア）雇入時健康診断～（オ）深夜業務者の自発的健康診断について〉

- ① 受診者本人用に健診結果を1部作成し、個人通知用封筒に封入し、受診職員分をまとめて該当職場へ簡易書留にて送付すること。
- ② 職員健康管理センターへの提出用に、健診結果の電子データを作成すること。電子データはエクセル形式かつ指定された配列・データの入力規則でデジタル化し、5（イ）で示した時期に、外部記録媒体（CDROM等）にて職員健康管理センターに提出すること。また、1（ア）雇入時健康診断（イ）定期健康診断の健診結果については、全職員のデータをXMLファイルにて健康管理センターへ提出すること。その際、記号番号欄の空白が無いよう留意すること。（別紙1、別紙2参照）
- ③ （エ）海外派遣労働者健康診断の結果については**健診実施後、できるだけ迅速に報告すること。**

〈1 健康診断の種類（カ）特殊健康診断について〉

- ④ 健診結果を各種個人票に診察医が記録・署名後、職場へ届けること。また、複写を職員健康管理センターへ健診結果とともに提出すること。
- ⑤ ④で作成した個人票とともに、データは、エクセル形式かつ指定された配列・データの入力規則でデジタル化し、5（イ）で示した時期に、外部記録媒体（CDROM 等）にて職員健康管理センターに提出すること。
- ⑥ 特定化学物質健康診断について、二次健康診断の実施をした場合は、二次健診の結果を含めた内容をまとめて報告すること。

〈1 健康診断の種類（キ） その他知事が認める健康診断について〉

- ⑦ 受診者本人用に健診結果を1部作成し、個人通知用封筒に封入し、受診職員分をまとめて該当職場へ簡易書留にて送付すること。
- ⑧ 職員健康管理センターへの提出用に、健診結果の電子データを作成すること。電子データは、エクセル形式かつ指定された配列・データの入力規則でデジタル化し、5（イ）で示した時期に、外部記録媒体（CDROM 等）にて職員健康管理センターに提出すること。

〈その他〉

- ⑨ 責任者と健康管理センター担当者で取り扱う個人電子情報のやりとりは、パスワードをかけること。
 - ⑩ 健診機関は、健診結果を判定した判断根拠の資料を職員健康管理センターへ提出すること。
- (ウ) 健診の結果、緊急に対応が必要と思われる検査結果、胸部 X 線で結核が否定できない場合等、およびパニック値／緊急報告値などが測定された際にはただちに本人への受診の勧奨とともにセンターへ報告する。

6 支払いについて

- (ア) 健診機関は 1 ヶ月ごとにまとめて速やかに職員健康管理センターへ請求書を送り、職員健康管理センターは速やかに支払うものとする。
 - (イ) 人事委員会事務局、監査委員事務局は支払を各自が行う。
 - (ウ) 下水道課（下水道事務所、那覇・宜野湾・具志川・西原浄化センターを含む）と中央卸売市場は支払を各自で行う。
- ※下水道課については一部（職員健康管理センターが指定した職員分）については支払いを職員健康管理センターへ請求すること。

7 個人情報の取扱いについて

- (ア) 「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報の安全確保について適切な措置を講ずる義務を負う。
- (イ) また、健診機関は、職員個人の希望で当該職員の健康診断結果に基づき、診断書や紹介状、情報提供書等が求められた場合は、対応すること。この場合の対応の責任、費用等は健診機関と職員の個別の私的な問題であって、県は関与しない。

8 その他

- (ア) 特殊健診(特定物質健康診断)について、二次健診の実施が必要と判断された場合は二次健診に必要な検査項目と見積もり金額を県へ提示すること。
- (イ) その他、この仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、双方が信義誠

実の原則に従って協議のうえ、これを解決し必要に応じて書面により確認するものとする。

9 追加項目

(ア) 感染症流行予測調査事業への協力（要請があった場合）

厚生労働省が主体で行っており、県が実施している事業である。健診機関は、採血及び採血した採血管の処理・提供の協力を行うこと。調査内容の詳細（実施人数等）については決まり次第、連絡します。

(イ) 市町村から配布されている風しん抗体検査無料クーポンの対応

「職場における風疹対策の取組について(総行安第 7 号 平成 31 年 2 月 21 日)」、「地方自治体における風疹抗体検査の徹底について(総行案第 6 号 平成 2 年 1 月 31 日)」で総務省や厚生労働省より協依頼されている件について、市町村よりクーポンが配布されている職員については、巡回健診時に対応できるようにすること。また、クーポンを利用された職員の数について健診実施後にセンター担当へ報告すること。

健康診断種類別検査項目・対象者等

(ア) 雇入時健康診断 (法第 66 条第 1 項、安衛則 43 条)

毎年 4～8 月に採用された職員の雇入時健康診断は、6 月～8 月の県の提示する場所・日時による健診で、できる限り直近の健診機会に受診・実施する。それが受けられない場合、または、その他の時期に採用された職員については、健診機関の施設で実施する。検査項目、内容等は以下の通り。

検査項目（法定項目）		内容	単価(円) (税抜)	備考
① 既往歴及び業務歴の調査		問診	円	妊娠しているなど腹 囲が内臓脂肪の蓄積 を反映していないと 判断された者の腹囲 以外は、対象者全員が 全項目を受けるもの とする。
②自覚症状及び他覚症状の有無		問診及び医師による診察		
③身長、体重、腹囲、視力及び聴 力(1000 及び 4000Hz)		追加:身長・体重により肥 満度(BMI)算出		
④胸部 X 線検査		正面		
⑤血圧測定		収縮期血圧 / 拡張期血圧		
⑥貧血検査		血色素量、赤血球数		
⑦肝機能検査		GOT、GPT、γ GTP		
⑧血中脂質検査		LDL コレステロール、HDL コレステ ロール、中性脂肪		
⑨血糖検査		空腹時血糖又は随時血糖 HbA1c		
⑩尿検査		尿中糖・蛋白の有無		
⑪心電図検査		胸部 12 誘導		
県 追加 項目	⑫眼底検査			
	⑬血中尿酸値			
	⑭腎機能検査	クレアチニン、eGFR		
	⑮白血球数			
	⑯血小板数			

(イ) 定期健康診断 (法第 66 条第 1 項、安衛則 44 条)

⑮胸部 X 線検査の対象者の 3)、⑯心電図検査の 2) については、職員健康管理センターが対象者リストを作成し、健診機関へ提供する。

検査項目	内容	単価(円) (税抜)	備考
①既往歴及び業務歴の調査	問診	①受診者全員が受ける項目一式 円	対象者全員
②自覚症状及び他覚症状の有無	問診及び医師による診察		問診、自覚症状、他覚症状、既往歴等から、胸部 X 線検査、心電図検査の必要性についての判断を含む
③身長、体重、腹囲、視力及び聴力(1000 及び 4000Hz)	追加:身長・体重により肥満度(BMI)算出	②①に胸部 X 線直接撮影のみ追加の場合 円	妊娠しているなど腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者の腹囲以外は、対象者全員が全項目を受けるものとする。
④血圧測定	収縮期血圧 / 拡張期血圧		対象者全員
⑤貧血検査	血色素量、赤血球数		

⑥肝機能検査	GOT、GPT、 γ GTP	③①に心電図検査のみ追加の場合 円 ④①に胸部 X 線直接撮影及び心電図検査追加の場合 円	
⑦血中脂質検査	LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪		
⑧血糖検査	空腹時血糖又は随時血糖 HbA1c		
⑨尿検査	尿中糖・蛋白の有無		
⑩眼底検査			
⑪血中尿酸値			
⑫白血球数			
⑬血小板数			
⑭腎機能検査	クレアチニン、eGFR		
⑮胸部 X 線検査	正面		
⑯心電図検査	胸部 12 誘導	対象者は以下のいずれかに該当する者 1)4月1日時点の年齢が20歳、25歳、30歳、35歳、40歳以上の者 2)看護大学、女性相談所に勤務する者、保健所の臨床検査技師、診療放射線技師、感染症担当、結核事務担当 3)県（産業医）が必要と判断した者 4)健診診察医が必要と判断した者 5)直近2週間以上、理由が明らかでない咳や微熱、体重減少など結核を疑わせる症状がある者	対象者は以下のいずれかに該当する者 1)4月1日時点の年齢が35歳または40歳以上の者 2)県（産業医）が必要と判断した者 3)健診診察医が必要と判断した者

※胸部 X 線検査の対象者について、備考の 3)県（産業医）が必要と判断した者については健診機関へ送付する健診対象者名簿に記載する。

(ア) 及び (イ) 共通

①大腸がん検診	便潜血検査 2 日間法	円	40歳以上で希望する職員
---------	-------------	---	--------------

(ウ) 特定業務従事者健康診断（年 2 回）

（法第 66 条第 1 項、安衛則 45 条、安衛則 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務）

① 土石・獣毛業務

② 深夜業務

③ その他必要に応じて、安衛則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務従事者がいればそれに対応する健康診断（ホルムアルデヒド取り扱い業務従事者）

1 回目は定期健康診断と同時に、2 回目は 11 月末までに県が対象者リストを健診機関に提供し、健診機関の施設で 12～1 月に実施する。

※定期健診を人間ドック等の機会を受診する職員については、契約医療機関での特定業務従事者健診（1 回目）は実施しない。

※受診者は二回目の健診を受ける場合、一回目の健診結果を持参し受診するので、健診機関は確認し、二回目の検査を行うこと。

検査項目	内容	単価(円) (税抜)	備考
①既往歴及び業務歴の調査	問診	(1)土石・獣毛業務 ①定期健診と重複有りの場合 ②定期健診と重複無しの場合 円 ③胸部X線検査を除いた2回目の健診の場合 (2)深夜業務従事者健康診断 ①定期健診と重複有りの場合 ②定期健診と重複無しの場合 円 (3)その他必要に応じて対応するホルムアルデヒド取扱業務従事者 ①定期健診と重複有りの場合 ②定期健診と重複無しの場合 円	全員 ・土石・獣毛等のじんあいまたは粉末を著しく飛散する場所における業務・ホルムアルデヒド取り扱い業務の診察・問診として下記の項目を含める ①咽頭痛、咽頭部違和感、咳嗽、喀痰、喘鳴、息切れ、夜間における呼吸困難等の自覚症状の有無 ②前回の健康診断又は診察以降における気管支炎喘息様発作の発症状況についての問診 ③眼・鼻・咽頭の粘膜アレルギー性炎症等について ④胸部理学的検査（視診、触診、聴診などによる他覚所見） ⑤接触性皮膚炎、湿疹による皮膚の変化の有無
②自覚症状及び他覚症状の有無	問診及び医師による診察		
③身長、体重、腹囲、視力及び聴力(1000 及び4000Hz)	追加：身長・体重によりBMI満度(BMI)算出		妊娠しているなど腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者の腹囲測定以外は、対象者全員が全項目を受けるものとする。
④胸部X線検査	正面		年1回は全員必須。
⑤血圧測定	収縮期血圧 / 拡張期血圧		全員
⑥貧血検査	血色素量、赤血球数		年1回は全員必須。(年度2回目の受診時は健診診察医が必要ないと判断した場合、省略できる)
⑦肝機能検査	GOT、GPT、γGTP		
⑧血中脂質検査	LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪		
⑨血糖検査	空腹時血糖又は随時血糖 HgA1c		
⑩白血球			
⑪血小板			
⑫尿検査	尿中糖・蛋白の有無		全員
⑬心電図検査	胸部12誘導		健診診察医が必要ないと判断した場合、省略できる。

(エ) 深夜業務者の自発的健康診断 (法第 66 条第 2 項、安衛則 50 条)

対象者がいる場合、県から健診機関へ対象者名簿を提供し、健診機関の施設で実施する。

検査項目	内容	単価(円) (税抜)	備考
①既往歴及び業務歴の調査	問診		受診者全員
②自覚症状及び他覚症状の有無	問診及び医師による診察		
③身長、体重、腹囲、視力及び聴力(1000 及び 4000Hz)	追加：身長・体重により肥満度(BMI)算出		妊娠しているなど腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者の腹囲測定以外は、受診者全員が全項目を受けるものとする。
④胸部 X 線検査	正面		受診者全員
⑤血圧測定	収縮期血圧 / 拡張期血圧		
⑥貧血検査	血色素量、赤血球数		
⑦肝機能検査	GOT、GPT、 γ GTP		
⑧血中脂質検査	LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪*		
⑨血糖検査	空腹時血糖又は随時血糖 HbA1c		
⑩白血球			
⑪血小板			
⑫尿検査	尿中糖・蛋白の有無		
⑬心電図検査	胸部 12 誘導		

(オ) 海外派遣労働者健康診断 (法第 66 条第 1 項、安衛則 45 条の 2)

対象者がいる場合、県から健診機関へ対象者名を提供し健診機関の施設で実施する。

検査項目	内容	単価(円) (税抜)	備考
① 既往歴及び業務歴の調査	問診	円	受診者全員
②自覚症状及び他覚症状の有無	問診及び医師による診察		
③身長、体重、腹囲、視力及び聴力(1000 及び 4000Hz)	追加：身長・体重により肥満度(BMI)算出		妊娠しているなど腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者の腹囲測定以外は、受診者全員が全項目を受けるものとする。
④胸部 X 線検査	正面		受診者全員
⑤血圧測定	収縮期血圧 / 拡張期血圧		
⑥貧血検査	血色素量、赤血球数		

⑦肝機能検査	GOT、GPT、 γ GTP		
⑧血中脂質検査	LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪		
⑨血糖検査	空腹時血糖又は随時血糖 HbA1c		
⑩白血球数			
⑪血小板数			
⑫尿検査	尿中糖・蛋白の有無		
⑬心電図検査	胸部 12 誘導		
⑭腹部画像検査	胃 部 X 線 検 査 腹部超音波検査	円	県(産業医)または診療 医が必要と判断した場 合に実施する。
⑮血中尿酸値		円	
⑯B 型肝炎ウイルス検査	B 型肝炎ウイルス抗原・抗 体	円	
⑰ABO 式及び Rh 式血液型 検査(派遣前のみ)		円	
⑱糞便塗抹検査(帰国時のみ)		円	

※対象者は1月下旬までに健診機関へ報告する。(例年対象者は3人程度) 健診機関は報センターより対象者の報告を受けてから対象者が二週間以内に受診できるようにする。

(カ) 特殊健康診断 (年2回)

① 有機溶剤健康診断

検査項目	内容・規格	単価(円) (税抜)	備考
診察・問診	(ア) 業務の経歴の調査 (イ)・有機溶剤による健康障 害の既往歴の調査 ・有機溶剤による自覚症状及 び他覚症状の既往歴の調査 ・有機溶剤による自覚症状又 は他覚症状と通常認められ る症状の有無 (ウ)作業条件の簡易な調査	定期健診と の重複有り の場合 円 定期健診と の重複なし の場合 円	人間ドック等定期健康 診断以外の健診を受診 する職員は、本健康診 断のみを受診する。
各有機溶剤の検査：取り扱い薬剤に応じて下記の検査を行う			
①エチレングリコールモノエチルエーテル ②エチレングリコールモノエチルエーテルアセー ト ③エチレングリコールモノブチルエーテル ④エチレングリコールモノメチルエーテル	貧血検査		
⑤オルトジクロロベンゼン ⑥クロロベンゼン ⑦1,2-ジクロロエチレン ⑧クロロホルム	肝機能検査		
⑨トルエン	尿中の馬尿酸	円	
⑩キシレン	尿中のメチル馬尿酸	円	
⑪1・1・1-トリクロロエタン	尿中のトリクロロ酢酸又は総三		

⑫N・N-ジメチルホルムアミド	塩化物 尿中のN-メチルホルムアミド・肝機能検査	円	
⑬ノルマルヘキサン	尿中の2・5-ヘキサンジオール	円	
⑭二硫化炭素	眼底検査		
追加項目			
診察、尿検査、薬剤に応じた代謝物の量の検査結果で医師が必要と認めるものは右の項目を追加する	(1) 作業条件の調査	円	健診機関の医師が判断した場合に実施する
	(2) 貧血検査	円	
	(3) 肝機能検査貧血検査	円	
	(4) 腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く)	円	
	(5) 神経学的検査	円	

② 特定化学物質健康診断

検査項目	内容・規格	単価(円) (税抜)	備考
診察・問診	・業務の経歴の調査 ・既往歴の調査 ・一般的な問診・診察及び化学物質による特徴的な自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無 ・作業条件の簡易な調査	定期健診との重複有りの場合 円 定期健診との重複なしの場合 円	取り扱う特定化学物質による特定の注目すべき自覚症状、他覚症状（皮膚所見等）についての所見を含む
各種特定化学物質ごとの検査：取り扱い薬剤に応じて下記の検査を行う			
検査項目	内容・規格	単価(円) (税抜)	備考
血圧	収縮期血圧／拡張期血圧	円	取り扱う化学物質によって必要な検査を実施すること ※血圧、尿蛋白・尿糖、肝機能検査、白血球数、胸部X線検査など、雇入時健康診断または定期健康診断を受けていて重複する場合の検査は1回のみとする。 ※特定物質の種類については別紙参照。
尿検査	蛋白・潜血・糖・ウビリノーゲン	円	
	尿沈渣	円	
肝機能検査	血清総ビリルビン	円	
	GOT、GPT、γGTP、	円	
	ALP	円	
肺機能検査	肺活量	円	
血算	赤血球数	円	
	白血球数	円	
握力		円	
胸部X線検査		円	
尿中マンデル酸		円	

血清コリンエステラーゼ			
尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の検査		円	

※特定化学物質健康診断における二次健康診断については、医師が必要と認めた場合にその検査項目と見積もりについてその都度職員健康管理センターへ提示する。

③ 電離放射線業務従事者健康診断

1 回目は健診機関で実施。

2 回目は県産業医が、問診から診察・血液検査が必要と判断した者が受ける。

検査項目	内容・規格	単価(円) (税抜)	備考
問診・診察	被爆歴の有無の検査 自覚症状の有無 白内障に関する眼の検査 皮膚の検査	円	
血液検査	赤血球数 血色素量 ヘマトクリット値 白血球数 白血球百分率		

④ その他、新たにじん肺健康診断および高気圧作業従事者健康診断、鉛健康診断、四アルキル鉛健康診断、歯科健康診断、石綿健康診断等、法令で義務づけられている特殊健康診断が必要な場合は、別途、協議する。これらの健診については、法定に定められた検査項目、記録様式等に従い実施する。

(キ) その他知事が認める健康診断

① 有機リン剤取扱者健康診断 (年2回)

内容・規格		単価(円) (税抜)	備考
検査・診察等	(ア) 血清コリンエステラーゼ 活性値 (イ) 多汗、縮瞳、眼瞼及び顔面の筋線維性攣縮 (ウ) 業務の経歴の調査、自覚症状及び他覚症状の検査	定期健診との重複有りの場合 円 定期健診との重複無しの場合 円	人間ドック等定期健康診断以外の健診を受診する職員は、本健康診断のみを受診する。

② 血液取り扱い業務従事者健康診断

年1回以内、雇い入れ時健診または定期健康診断と同時に実施。

対象者は県が健診機関へリスト提供。

検査項目	内容	単価(円) (税抜)	備考
B型肝炎ウイルス検査	B型肝炎ウイルス抗原・抗体検査	円	人間ドック等定期健康診断以外の健診を受診する職員は、本健康診断のみを受診する。

(その他)

簡易書留料金	円(税込み)
--------	--------

(別紙) 特定化学物質リスト (特定化学物質等障害防止規則第39条にて指定されている物質)

<第1類特定化学物質>

1. ジクロルベンジジン及びその塩 2. アルファ-ナフチルアミン及びその塩 3. 塩素化ビフェニル (別名PCB) 4. オルト-トリジン及びその塩 5. ジアニシジン及びその塩 6. ベリリウム及びその化合物 7. ベンゾトリクロリド 8. 1. から6. までは掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は7. に掲げる物をその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物 (合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。)

<第2類特定化学物質>

1. アクリルアミド 2. アクリロニトリル 3. アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。) 3 の2. インジウム化合物 3 の3. エチルベンゼン 4. エチレンイミン 5. エチレンオキシド 6. 塩化ビニル 7. 塩素 8. オーラミン 8 の2. オルト-トルイジン 9. オルト-フタロジニトリル 10. カドミウム及びその化合物 11. クロム酸及びその塩 11 の2. クロロホルム 12. クロロメチルメチルエーテル 13. 五酸化バナジウム 13 の2. コバルト及びその無機化合物 14. コールタール 15. 酸化プロピレン 15 の2. 三酸化二アンチモン 16. シアン化カリウム 17. シアン化水素 18. シアン化ナトリウム 18 の2. 四塩化炭素 18 の3. 1,4-ジオキサン 18 の4. 1,2-ジクロロエタン 19. 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン 19 の2. 1,2-ジクロロプロパン 19 の3. ジクロロメタン 19 の4. ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) 19 の5. 1,1-ジメチルヒドラジン 20. 臭化メチル 21. 重クロム酸及びその塩 22. 水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。) 22の2. スチレン 22の3. 1,1,2,2-テトラクロロエタン 22の4. テトラクロロエチレン 22の5. トリクロロエチレン 23. トリレンジイソシアネート 23の2. ナフタレン 23の3. ニツケル化合物 (24. に掲げるものを除き、粉状の物に限る。) 24. ニツケルカルボニル 25. ニトログリコール 26. パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン 27. パラ-ニトロクロルベンゼン 27の2. 砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。) 28. 弗化水素 29. ベータ-プロピオラクトン 30. ベンゼン 31. ペンタクロルフエノール (別名PCP) 及びそのナトリウム塩 31の2. ホルムアルデヒド 32. マゼンタ 33. マンガン及びその化合物 (塩基性マンガンを除く。) 33の2. メチルイソブチルケトン 34. 沃化メチル 34の2. 溶接ヒューム 34の3. リフラクトリーセラミックファイバー 35. 硫化水素 36. 硫酸ジメチル 37. 1. から36. までは掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

<第3類特定化学物質>

1. アンモニア 2. 一酸化炭素 3. 塩化水素 4. 硝酸 5. 二酸化硫黄 6. フェノール 7. ホスゲン 8. 硫酸 9. 1. から8. までは掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

雇用時、定期健診の特定健康診査等データのXML形式の作成について

○健診実施医療機関にて作成されるXML形式（厚生労働省の定める電子的標準様式）データに関する注意事項

(1)	対象者	以下の3つをすべて満たす者 ① 知事部局（出納事務局・労働委員会事務局を含む）、監査委員事務局、人事委員会事務局に勤務 ※本庁・各出先機関のすべてを含む ② 沖縄県（職員健康管理センター）が実施する一般定期健康診断（事業主健診）の受診者 ③ 地方職員共済組合沖縄県支部の組合員
(2)	報告区分	1 0 （特定健康診査）
(3)	地方職員共済組合沖縄県支部の保険者番号	3 2 4 7 0 1 1 4
(4)	被保険者等記号	地・沖縄 ※ 「・」についても、大文字で必ず入力してください。
(5)	被保険者等番号	7ケタの職員番号 ※ 健診の際に、事業主から貴院に提供のあった職員番号と一致します ※ 職員番号は、通常7ケタですが、5ケタ・6ケタで表記している場合もありますので、その場合は、頭に「0」（ゼロ）をつけて7ケタにしてください。
(6)	住 所	組合員本人の住所が不明な場合は、事業主の所在地の住所としてください 沖縄県職員健康管理センター 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

質問票

別紙2

フリガナ				所属所
氏 名				受診日
組合員番号	地・沖縄	令和	年	月 日
		受診医療機関		

■回答欄の該当する番号を○で囲んでください。★マークの質問は特に重要です、必ず記入してください。

	質 問 内 容	回 答
★1	a. 血圧を下げる薬を使用していますか	①はい ②いいえ
★2	b. インスリン注射又は血糖を下げる薬を使用していますか	①はい ②いいえ
★3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬を使用していますか	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けたことがありますか	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがありますか	①はい ②いいえ
★8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 (※「現在、習慣的に吸っている者」とは、条件1と2を両方満たす者である 条件1:最近1か月吸っている 条件2:生涯で6か月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている)	①はい (条件1・2両方を満たす) ②以前は吸っていたが、最近1ヶ月は吸っていない (条件2のみ満たす) ③いいえ(①②以外)
9	20歳の時の体重から10kg以上増加していますか	①はい ②いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか	①はい ②いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速いですか	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ありますか	①はい ②いいえ
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に3回以上ありますか	①はい ②いいえ
18	お酒(日本酒、焼酎、泡盛、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。(※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を摂取していない者)	①毎日 ②週5～6日 ③週3～4日 ④週に1～2日 ⑤月に1～3日 ⑥月に1日未満 ⑦やめた ⑧飲まない(飲めない)
19	飲酒日の1日あたりの飲酒量はどのくらいですか。 ※日本酒1合(アルコール度数15度・180ml)の目安:ビール5度(500ml) 焼酎・泡盛25度(約110ml)、泡盛30度(90ml)、ウイスキー43度(60ml) 缶チューハイ(5度約500ml、7度約350ml)ワイン14度(180ml)	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3～5合未満 ⑤5合以上
20	睡眠で休養が十分とれていますか	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね6か月以内) ③近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6か月未満) ⑤既に改善に取り組んでい(6か月以上)
★22	現在の腹囲(おへそ回り)は、何cmですか。(健診結果票に記載があれば省略)	() cm)
23	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
★24	自覚症状はありますか	①はい() ②いいえ

◎この問診票は、厚生労働省健康局作成の「標準的な質問票」を参考に作成しています。
(1・2・3の薬使用の有無は医師の判断・治療のもとで服薬中のものを指します。)

令和7年度 沖縄県職員巡回健診

会場設定チェックリスト

健診診断を円滑に実施するにあたり、担当者の方は、健診機関の担当者と下記の項目について調整をお願いいたします。

健診機関担当者（ ）

健康診断場所の担当者（ ）

項目	内容	は い	いいえ	備考欄
健診実施 場所	健診場所のスペースの確保はできているか			
	照明等は十分であるか			
	電源の確保は十分であるか 電源不足が懸念される場合は、健診機関が自家発電を用意し、電源を確保することとなっていますが、万が一問題が生じたら、協力を行う。			
	水回り（手洗い等）は、健診の流れに問題はないか			
	遮音・遮蔽は十分であるか。			
	健診中の環境温度設定 環境温度にて血圧の値に影響を及ぼす可能性がありますで、健診中の環境温度の調整を適宜調整してください。			
	駐車場の確保はできているか			
会場の 広報等	健診順番の流れはスムーズであるか			
	職員向けの広報（健診のご案内など）は十分か（必要時、会場案内の張り紙等を掲示する場所を決めておくこと）			
	廃棄物（主に尿など）の廃棄場所は確保できたか			

連絡方法	当日の健診機関の現場責任者と健診場所の担当者の連絡方法の確認			連絡方法を記載
------	--------------------------------	--	--	---------

＊ 上記の項目内容について、委託健診機関と調整ができましたら、この用紙を職員健康管理センターまでPDF又は、FAXで提出お願いいたします。

職員健康管理センター 健診担当あて（代表端末メール）ab004789@[pref.okinawa.lg.jp](mailto:ab004789@pref.okinawa.lg.jp)

TEL：098-866-2660(直通)

❀令和7年度 健康診断業務日報❀

健診実施日： 年 月 日

健診会場： 現場管理責任者：

予約受診者数	人	本日受診者数	人
風しん抗体検査実施人数： 人			
役割	担当者 1（氏名）	担当者 2（氏名）	備考
受付			
検尿			
視力			
聴力			
心電図			
腹囲			
血圧			
採血			
診察医師			
胸部レントゲン			
問題点・苦情・要望など		左記に対しての対応	改善事項
会場担当者：			
コメント：			

* この業務日報用紙は、健康診断会場の担当へ提出してください

*健康診断会場の担当職員は、コメント記載後、職員健康管理センターへ提出してください。

◇職員健康管理センター F A X : 866-2662 T E L : 866-2660 健診担当